



2024 年合格目標

ここだけの話！ 2024 年本試験の大胆予想

TAC/Wセミナー 専任講師
新宿校 姫野 寛之

TAC

1 セミナーの内容

(1) 出題予想

(2) 直前対策講座

2 出題予想

(1) 出題予想の方法論

予備校の出題予想は、「出題間隔」を分析することにより行っている。

もちろん、一言で出題間隔といっても、科目の種類、出題数及び論点の種類によって異なるため、例えば「3年出題されていないから今年度に出題される。」といった単純なものではないが、基本的には、出題間隔を分析することにより出題予想事項を導いている。

ここでは、具体的な出題予想の方法を紹介する。

令和6年度に出題される可能性が高い論点を予想する場合には、そもそも、司法書士試験において、同一の論点が再度出題される間隔を把握しておく必要がある。そのために、次のような表を作成する。

【R5で出題された論点】

過去	間隔	出題論点
未出	—	
R4	0	
R3	1	
R2	2	
H31	3	
H30	4	
H29	5	
H28	6	
H11	23	////////////////////////////////////

上記の表は、令和 5 年度において出題された論点を、出題間隔ごとに分類するものである。

例えば、令和 5 年度午前の部第 20 問では、「養子」の論点が出題されたが、この論点が同年度よりも前に出題されたのは、平成 31 年度午前の部第 21 問であり、その出題間隔は 3 (司法書士試験 3 回分) であるため、これを上記の表に記入すると、次のようになる。

H31	3	養子
-----	---	----

この要領で、令和 5 年度において出題された論点を、全て上記の表に記入していく（令和 5 年度において初めて出題された論点は、出題間隔が存在しないため、上記の表の 2 段目（「未出」の部分）に記入する。）。

そして、令和 5 年度分の記入が終われば、上記の表の令和 4 年度用を作成し、そこに出题された論点を記入する。これらの作業を、令和 3 年度分、令和 2 年度分と、順次さかのぼって行う。

この分析作業を行うことにより、各科目における各論点について、司法書士試験を何回経れば、同一の論点が出題される傾向にあるのかが明らかとなる。すなわち、試験委員には、同一の論点を連続して出題することを避けたいと考える反面、重要な論点は繰り返し出題しなければならないというジレンマがあり、そのジレンマを「出題間隔」と捉え、それを明らかにすることが、この作業を行う目的である。

なお、当然のことながら、後記の直前対策講座の講義は、この作業を筆記試験の問題の持ち帰りが認められることとなった平成 11 年度までさかのぼって行い、各科目の出題間隔を丁寧に把握した上で行われるため、受講生の方自らがこの作業を行う必要はない。

【過去問の知識のみで正解できる問題数】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
午前 の 部	憲法(3)	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2
	民法(20)	12	14	7	14	10	16	15	13	12	13	15	14
	刑法(3)	1	0	1	3	1	3	2	1	1	3	2	1
	会社法等(9)	0	1	1	3	0	2	1	0	1	1	2	3
	合計	13	16	9	21	11	21	18	14	15	18	19	20
午後 の 部	民訴法(5)	3	0	3	5	2	3	2	2	2	3	3	5
	民保法(1)	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
	民執法(1)	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
	司書法(1)	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1
	供託法(3)	1	2	2	3	2	2	3	3	3	3	2	3
	不登法(16)	10	11	7	8	7	11	8	9	11	5	12	14
	商登法(8)	1	1	4	3	3	1	4	2	2	2	3	3
	合計	16	16	18	22	15	20	20	17	21	16	23	28

(参考) 出題間隔【3】(司法書士試験5回分)のまとめ

(1) 令和5年度に出題された論点のうち、平成31年度に出題されたもの

民法	①共有、②物権変動、③所有権の取得、④動産質、⑤養子、⑥遺言
不登法	①電子申請、②判決による登記、③抵当権、④根抵当権
会社法	①株式会社の設立、②株主総会、③持分会社、④合併
商登法	①株式会社の設立の登記、②新株予約権の登記、③資本金の額の変更の登記、④一般社団法人
民訴法等	①管轄、②証人尋問及び当事者尋問
供託法	①払渡手続、②供託の受諾

(2) 令和4年度に出題された論点のうち、平成30年度に出題されたもの

民法	①代理、②即時取得、③担保物権の性質・通用性、④留置権、⑤譲渡担保
不登法	①登録免許税、②相続関係登記、③抵当権、④質権、⑤仮登記
会社法	①株式会社の設立、②持分会社
商登法	①株式会社の設立の登記、②種類株式の登記、③解散・清算等
民訴法等	①訴えの利益、②保全命令全般、③執行文
書士法	司法書士法人
供託法	①供託手続、②弁済供託
憲法	法の下の平等

(3) 令和3年度に出題された論点のうち、平成29年度に出題されたもの

民法	①成年後見制度、②錯誤、③物権的請求権、④占有の訴え、⑤地上権及び地役権、⑥根抵当権、⑦譲渡担保、⑧賃貸借
不登法	①申請情報の内容、②登録免許税、③登記の嘱託、④相続関係登記
会社法	①株式会社の設立、②新株予約権、③持分会社
商登法	①株式会社の設立の登記、②募集株式の登記、③持分会社の登記、④一般財団法人の登記
民訴法等	①訴訟能力、②保全命令全般、③非金銭執行
書士法	司法書士の義務
憲法	職業選択の自由

(4) 令和2年度に出題された論点のうち、平成28年度に出題されたもの

民法	①不在者の財産の管理、②無権代理、③不動産の物権変動、④占有、⑤先取特権、⑥抵当権全般、⑦譲渡担保、⑧保証
不登法	①登録免許税、②相続登記、③特定移転登記
会社法	①株式会社の設立、②持分会社、③会社分割
商登法	①役員変更の登記、②募集株式の登記、③資本金の額の変更の登記、④清算株式会社の登記、⑤持分会社の登記
民訴法	①送達、②弁論主義、③争点整理手続
供託法	①弁済供託、②オンラインによる供託等
憲法	①表現の自由、②裁判所

(5) 平成31年度(2019年度)に出題された論点のうち、平成27年度に出題されたもの

民法	①未成年者、②取得時効、③占有、④共有、⑤譲渡担保、⑥保証、⑦請負、⑧嫡出子
不登法	①相続登記、②地役権、③賃借権
会社法	①株式会社の設立、②株主総会、③持分会社
商登法	①株式会社の設立の登記、②計算関係の登記、③募集株式の登記、④持分会社の登記
民訴法等	①管轄、②訴えの取下げ等、③債務名義
供託・書士法	供託物の払渡手続
憲法	内閣

(2) 出題予想の双面性

上記の出題間隔に基づく出題予想を行うと、ある明確な出題傾向を把握することができる。

それは、前年度（論点によっては、前々年度）に出題された論点等は、出題される可能性が低いという出題傾向である。例えば、令和5年度に出題された論点は、基本的に令和6年度に出題される可能性は低い。

このように、出題予想には、出題可能性が「高い」という予想に加え、出題可能性が「低い」という予想もあるため、この出題予想の双面性を利用し、両方を有効に活用すべきである。

(3) 出題可能性が高い論点

① 午前の部

- a 憲法
- b 民法
- c 刑法
- d 商法・会社法

② 午後の部

- a 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法
- b 司法書士法
- c 供託法
- d 不動産登記法（択一式・記述式）
- e 商業登記法（択一式・記述式）

3 直前対策講座

(1) 択一予想論点マスター講座

[全 10 回] 講義形式 (3 時間/各回) 2024 年 4 月開講

本講座は、出題可能性の高い重要論点の習得を目的とする講座です。基礎講座のように、一般的・網羅的な解説を行うのではなく、近年の過去問を徹底的に分析することにより導かれる出題可能性の高い論点に絞って、解説を行います。そして、論点解説の後には、その論点を題材とする多肢択一式問題を演習していただきます。これにより、論点の習得がより確実なものとなり、また、本試験の実戦的なトレーニングをすることができます。最後に、問題演習の後には、論点解説のほか、本試験の現場で使える解法テクニックの解説も行います。これにより、本試験の現場で求められる解答スピードも身に付けることができます。

(2) 予想論点ファイナルチェック

[全 3 回] 講義形式 (3 時間/各回) 2024 年 6 月開講

本講座は、もうまもなく本試験が実施される超直前期に、出題可能性が高い論点を 9 時間でマスターする講座です。本講座で取り上げる論点は、出題傾向の徹底的な分析に基づいて導かれる既出・未出の出題可能性が高いものばかりです。また、本講座では、択一式問題で出題され得る論点のみならず、記述式問題で出題され得る論点や即効性のある解法も提示します。

以 上

【MEMO】

【担当講師】

ひめの ひろゆき
姫野 寛之

担当講座

本 科 生 入門総合本科生
上級総合本科生

単 科 基礎マスター
択一式対策講座【理論編】【実践編】
記述式対策講座 記述式過去問解説講座
択一予想論点マスター講座
予想論点ファイナルチェック

そ の 他 模擬試験・答練の解説講義 各種の直前対策講座



資格予備校講師・姫野寛之

<https://bit.ly/2EbLMKb>



https://www.instagram.com/hiroyuki_himeno/



@hiroyukihimeno

<https://twitter.com/hiroyukihimeno>



https://www.threads.net/@hiroyuki_himeno

